

令和8年2月3日
各総合支所
生活文化政策部
地域行政部

区民会館集会室等における営利目的利用について

1 主旨

区では、公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）において、既存施設の多機能化や区民への開放、利用にかかる利便性向上の取組み等により、更なる有効活用を図ることで、区民利用の拡大や利用者層の広がりにつなげることを基本的な方針としている。

特に、区民集会施設については、多様な使い方による施設の有効活用の仕組みを検討することとし、施設利用範囲の拡大や、利用しやすい環境整備を行うことで、利用率の向上による全体の施設収入の増加を図り、持続可能な公共施設の維持管理を目指している。

こうした中、区民会館においては、ホールを除く集会室、練習室、ラウンジ（以下「集会室等」という。）では営利目的での利用を認めていないが、集会室等は多くの施設でホールに比べて利用率が低いといった課題があるほか、施設利用者からは、集会室等において営利目的で入場料を徴収する講演会やセミナー、講座、ワークショップ等を実施したいとの要望が寄せられており、施設利用にかかる柔軟性が求められている。

以上のことから、区民会館の利用範囲を拡大し、利便性及び利用率の向上、またそれに伴う施設使用・利用料の増収を目的として、ホールに加え、集会室等においても営利目的での利用が可能となるよう見直しを図る。

2 見直しの内容

(1) 営利目的利用できる施設の追加

集会室等、営利目的での利用を可能とする施設を追加する。

区民会館名※ ¹	営利目的での施設利用	
	現行	新たに可能となる施設
世田谷区民会館 (せたがやイーグレットホール)	ホール	集会室A、集会室B、練習室A、練習室B、ラウンジ※ ²
世田谷区民会館別館 (三茶しゃれなあとホール)	－	第1集会室（オリオン）、第2集会室（スワン）、 第3集会室（ビーナス）、第4集会室（シリウス）
北沢区民会館 (北沢タウンホール)	ホール	第1集会室、第2集会室、第3集会室（ミーティング ルーム）、第4集会室（スカイサロン）
北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)	－	集会室
玉川区民会館 (玉川せせらぎホール)	ホール	第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室、 第5集会室
砧区民会館 (成城ホール)	ホール	集会室A、集会室B、集会室C、集会室D、集会室E
烏山区民会館	ホール	集会室

※1 玉川区民会館別館（上用賀アートホール）集会室については、東京都からの当該建物の譲渡条件により、令和8年度までは地域集会施設としての利用制限があり、営利目的での利用ができないことから、対象外とする。

※2 ラウンジについては、本庁舎整備の第1期工事完成以前から活用検討を進めており、令和9年4月の指定管理者制度導入に合わせて、利用を開始する。

<各施設の概要>

区民会館名	施設	定員	面積	令和6年度 利用率
世田谷区民会館 (せたがやイーグレットホール)	ホール	933名	2,678㎡	67.8%
	集会室A	100名	160㎡	88.5%
	集会室B	57名	94.5㎡	83.9%
	練習室A	40名	75.8㎡	42.5%
	練習室B	20名	44.6㎡	47.1%
	ラウンジ	95名	153.11㎡	—
世田谷区民会館別館 (三茶しゃれなあどホール)	第1集会室（オリオン）	135名	205.66㎡	61.9%
	第2集会室（スワン）	42名	78.08㎡	52.7%
	第3集会室（ビーナス）	36名	64.65㎡	58.0%
	第4集会室（シリウス）	54名	90.6㎡	43.6%
北沢区民会館 (北沢タウンホール)	ホール	294名	311㎡	74.4%
	第1集会室	60名	74㎡	61.9%
	第2集会室	36名	57㎡	59.7%
	第3集会室 (ミーティングルーム)	72名	90㎡	54.4%
第4集会室 (スカイサロン)	着席60名 立席80名	119㎡	46.6%	
北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)	集会室	120名	197㎡	64.3%
玉川区民会館 (玉川せせらぎホール)	ホール	392名	376.8㎡	57.8%
	第1集会室	36名	60.5㎡	42.1%
	第2集会室	30名	56.9㎡	34.3%
	第3集会室	36名	59.1㎡	46.6%
	第4集会室	48名	90.6㎡	56.0%
第5集会室	48名	90.6㎡	50.3%	
砧区民会館 (成城ホール)	ホール	397名	370㎡	67.2%
	集会室A	24名	42㎡	47.5%
	集会室B	24名	44㎡	43.5%
	集会室C	36名	62㎡	42.8%
	集会室D	63名	90㎡	49.4%
集会室E	63名	95㎡	58.9%	
烏山区民会館	ホール	384名	627㎡	52.4%
	集会室	120名	127㎡	54.0%

(2) 施設使用・利用料が5割加算される入場料等の額の変更等について

現行は、利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を1,000円以上徴収する場合に施設使用・利用料に基本使用・利用料の5割に相当する額を加算している。

しかし、入場料等の基準については、これまで見直しを行っていないことから、この間の物価上昇を反映できておらず、近隣自治体に比べても、加算対象となる入場料等の基準が低い状況である。実際に、施設利用の多くが5割加算の対象となっており、区民活動団体等にとって負担が大きく、活動を継続していくうえでの課題となっている。

そのため、集会室等の営利目的利用の開始に合わせて、次のとおり、施設使用・利用料が5割加算される基準となる入場料等の額を変更する。

区民会館施設	施設使用・利用料が5割加算される入場料等の額	
	現行	改正後
ホール・集会室等	1,000円以上	2,001円以上

(3) 物品販売にかかる施設使用・利用料の加算について

催し物に関連する物品販売を行う場合は、販売額等に関わらず、施設使用・利用料に5割に相当する額の加算を新たに設定する（上記、入場料等にかかる加算適用がある場合を除く）。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年 3月 区民周知

7月 集会室等における営利目的利用開始

施設使用・利用料が5割加算される入場料等の額の変更適用開始

10月 物品販売に伴う施設使用・利用料の5割加算適用開始

令和9年 4月 世田谷区民会館ラウンジの利用開始（営利目的利用可）